

保護者各位

## 学校伝染病による出席停止について

お子様の病気は、学校保険法第 12 条に規定された基準によって、他の園児に伝染する恐れのある期間は、登園出来ないことになっています。完全に治るまで十分に休養させてください。登園を開始する場合は、この期間が過ぎてから、医師の「登園許可証」を持って登園して下さい。尚、この期間は欠席に致しません。

※ 医師各位 大変お手数ですがご記入の程よろしくお願い致します。

横浜市港北区高田西 4-34-26  
光明幼稚園 園長 福寿亮賢

----- キリトリセン -----

### 登 園 許 可 証

クラス \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_

上記園児の「病名 \_\_\_\_\_」は、伝染の恐れがないと認め、  
登園することを許可します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医 師 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_